

# 古文書を読む会学習記録

作成日 平成25年8月13日

<b>開催日</b>	平成25年8月8日	<b>時 間</b>	10:00～12:00
<b>場 所</b>	金沢公会堂3号室	<b>出席人数</b>	10 名
<b>講 師</b>	真田雅行氏	<b>作成者</b>	沓掛勝利
<b>テーマ</b>	第一学習 柴村斎田家文書⑧		
<b>概 要</b>	<p>1 乍恐以書付奉歎願候 “度々恐入”としながら、村役人に加え、甚之助の旦那寺たる宝蔵院義道と連名で御目付に出した歎願書。 —甚之助、先般御手当を仰付られ、恐入謹慎中である —其後、一同の者より意見し、前非を後悔、本心に立戻、今後心底相改めると糺した上、本人・組合・親類・御役人共連名で御慈悲の御沙汰を歎願した —尚其後、旦那寺の宝蔵院義道からも別に意見し、睨と心底糺したところ、先だつて、一同申し上げた通り 有難く承伏改心する旨間違いなしと見えた —其上、両親は悲嘆にくれ、不憫なので、度々の歎願で大変恐れ入りますが今般は更に宝蔵院義道も加え、御歎願申し上げます —格別の御憐愍をもって、御慈悲の御沙汰を仰せ付下さる様、一同連印を以って歎願致します</p> <p>2 差上申御請書之事 甚之助が御免を成し下されたことに関する、村役人から御目付様への御請書。 —甚之助は宜しくない風聞で、村に預ける様仰せ付けられ謹慎中の所 —同人が去月中に、他領森村へ行った帰り、富岡海岸で魚活籠に関し、同所に居合わせた者と言争いになり、言い訳する事もなく逃去った為、籠を盗み取る意図だったと風聞が立ち、御不審を蒙った —そもそも普段大酒を好み、無気力故に斯様の疑いを掛けられたのである —ここに到り、是迄の自分の行いを顧みて後悔し、ひたすら御憐愍の御沙汰をお願いしてくれる様申し出てきたのと、猶又御役人共の厳しい意見を受け改心したに相違ないこと確実なので、嘆願申し上げた所 —格別の御慈悲をもって御理解され、御免下さり、有難く仕合に存じます —之により御請の一札を差し上げ致します</p>		
<b>補助資料</b>	特になし		
<b>備 考</b>	他に三役人から御役所宛の3件の歎願書の下書き案有り		
<b>次回予定</b>	平成25年8月22日 10:00～12:00 於:金沢公会堂3号室 第二学習 富士・大山道中雑記⑤		